

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【公表番号】特表2017-527437(P2017-527437A)

【公表日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-036

【出願番号】特願2017-512802(P2017-512802)

【国際特許分類】

<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	35/04	(2006.01)
<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	29/76	(2006.01)
<i>B</i> 0 1 <i>D</i>	53/94	(2006.01)
<i>F</i> 0 1 <i>N</i>	3/022	(2006.01)
<i>F</i> 0 1 <i>N</i>	3/035	(2006.01)
<i>F</i> 0 1 <i>N</i>	3/28	(2006.01)

【F I】

<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	35/04	3 0 1 E
<i>B</i> 0 1 <i>J</i>	29/76	Z A B A
<i>B</i> 0 1 <i>D</i>	53/94	2 2 2
<i>F</i> 0 1 <i>N</i>	3/022	C
<i>F</i> 0 1 <i>N</i>	3/035	A
<i>F</i> 0 1 <i>N</i>	3/28	3 0 1 P

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月4日(2018.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の端面から第2の端面へと軸方向に延びるチャネルを形成する交差壁、及び前記第1の端面における前記チャネルの第1の部分及び前記第2の端面における前記チャネルの第2の部分のうち少なくとも一方を封止するための活性プラグと、を備え、各活性プラグが、

第1の活性成分を含み、該第1の活性成分が前記プラグ構造の触媒活性成分及び化学活性成分のうち少なくとも1つを含み、前記交差壁が前記第1の活性成分を含まないことを特徴とする、多孔質セラミックハニカム体。

【請求項2】

前記交差壁が、触媒活性成分及び化学活性成分のうち少なくとも1つを含む第2の活性成分を含み、

前記第2の活性成分が、壁面上に配置されている、前記壁の細孔内に配置されている、及び前記壁の構造全体に配置されている、のうち少なくとも1つであることを特徴とする、請求項1に記載の多孔質セラミックハニカム体。

【請求項3】

各プラグが、前記交差壁と接触して配置された第1の層と、前記交差壁から各チャネルの軸心の方向に内側に前記第1の層上に配置された第2の層とを含み、前記第1の層及び前記第2の層のうち少なくとも一方が前記第1の活性成分を含むことを特徴とする、請求項1又は2に記載の多孔質セラミックハニカム体。

【請求項 4】

前記第1の端面がフィルタ入口を有し、前記第2の端面がフィルタ出口を有し、
前記第1の活性成分が複数の活性成分を含み、該複数の活性成分が、
第1の温度範囲において活性な、前記入口端における第1の温度活性成分と、第2の温度範囲において活性な、前記出口端における第2の温度活性成分；及び／又は
第1の温度範囲において活性な、前記入口端におけるチャネルの第1の群内の第1の温度活性成分と、第2の温度範囲において活性な、前記入口端におけるチャネルの第2の群内の第2の温度活性成分
を含み、

前記第1の温度範囲が前記第2の温度範囲の下限より低い下限を有し、かつ、前記第2の温度範囲が前記第1の温度範囲の上限より高い上限を有する。
ことを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載の多孔質セラミックハニカム体。

【請求項 5】

第1の端面から第2の端面へと軸方向に延びるチャネルを形成する交差壁を備えた多孔質セラミックハニカム体を施栓する方法であって、

前記ハニカム体に組成物を施して活性プラグを形成する工程を備え、前記組成物が、
活性成分；
粒径分布を有する耐火性フィラー；
有機結合剤；
無機結合剤；及び
液体ビヒクル；
を含み、
前記活性成分が触媒活性成分及び化学活性成分のうち少なくとも1つを含み、
前記交差壁が前記活性成分を含まない
ことを特徴とする、方法。